

答申第2号「令和8年度 既存の団体補助金の交付について」の
配架について

国分寺市では、「国分寺市補助金等審査会条例」により設置している国分寺市補助金等審査会（以下「審査会」という。）において、市長の諮問に応じて新たに支出しようとする補助金等の審査を受け、答申をいただいています。

令和8年7月6日付け諮問第2号により諮問しました既存の団体補助金について、審査会で慎重な審査が行われた結果、別紙のとおり答申をいただきました。

記

添付資料

○国分寺市補助金等交付基準

○令和8年度既存の団体補助金の交付について（答申）

国分寺市補助金等交付基準

（効果からみた基準）

- 補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち
公益性があること。
- 一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致している
こと。
- 国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施
策に合致しており市の役割分担が明白であること。
- 事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的と
すること。

（団体等に関する基準）

- 収入に対して補助金額が妥当であること。
- 決算における繰越金が補助しようとする額から判断し妥当であること。
- 適切な会計処理が行われ、交付補助金の充当事業とその金額が明記されて
いること。
- 交付申請等が市が定めたとおりになっていること。
- 市が行う事務と、補助金団体等で行う事務を明確にすること。
- 個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し適切に取り扱
うこと。

（期限からみた基準）

- 補助事業については交付期間を３年以内とし、必要に応じて中間審査を行
うこと。ただし、引き続き補助金が必要な場合は再度、補助金審査会の審
査を受けること。
- 補助団体の自立、補助事業の目的が達成された場合は３年を経過していな
くても補助金を打切ること。

この基準は平成17年12月１日から施行し、18年度予算より適用する。

答申第 2 号

令和 8 年 8 月 3 日

国分寺市長

丸 山 哲 平 様

国分寺市補助金等審査会

会長 大 橋 忠 弘

令和 8 年度 既存の団体補助金の交付について（答申）

令和 8 年 7 月 6 日付け諮問第 2 号により諮問のありました既存の団体補助金について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

令和 8 年度

団体補助金全件審査結果について

国分寺市補助金等審査会

令和 8 年 7 月 6 日

令和8年度 国分寺市団体補助金全件審査一覧

審査 番号	補助金名称	審査結果	中間審査
2	一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会補助金	継続	無
3	勤労者福祉サービスセンター補助金	継続	無
4	商工振興事業補助金	継続	無

国分寺市団体補助金全件審査評価報告書

補助金名称	一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会補助金	補助金申請団体名	一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会
担当課名	広報プロモーション室	事務事業	観光事務事業
補助金額	12,326 千円		

(1)審査基準についての評価

①補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち公益性があること。	総合評点 (配点5)	3.6
【特記事項】		
②一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致していること。	総合評点 (配点5)	4.0
【特記事項】		
③国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施策に合致しており市の役割分担が明白であること。	総合評点 (配点なし)	
【特記事項】		
④事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的とすること。	総合評点 (配点5)	4.0
【特記事項】		
⑤国分寺市が目指すまちづくりの方向性と合致していること。	総合評点 (配点5)	3.6
【特記事項】		
⑥補助金支出の期限について、補助事業における目的の達成状況や団体の自立状況等を踏まえ、十分な検討がなされていること。	総合評点 (配点5)	3.2
【特記事項】		
⑦収入や決算における繰越金、その他団体を取り巻く状況等を踏まえ、補助金額が妥当であること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		

(2)総合評価

審査結果		継続	総合評点合計 (配点30)	22.2
【特記事項】	・効果的な情報発信方法の検討を願いたい。 ・写真コンクール以外の新たな事業の開発を願いたい。 ・自主財源の更なる確保に努めていただきたい。			
中間審査の必要性		中間審査の時期		
中間審査を行う理由				

国分寺市団体補助金全件審査評価報告書

補助金名称	勤労者福祉サービスセンター補助金	補助金申請団体名	国分寺市勤労者福祉サービスセンター
担当課名	経済課	事務事業	勤労者等福利厚生事務事業
補助金額	11,500 千円		

(1)審査基準についての評価

①補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち公益性があること。	総合評点 (配点5)	3.9
【特記事項】		
②一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致していること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
③国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施策に合致しており市の役割分担が明白であること。	総合評点 (配点なし)	
【特記事項】		
④事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的とすること。	総合評点 (配点5)	3.6
【特記事項】		
⑤国分寺市が目指すまちづくりの方向性と合致していること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
⑥補助金支出の期限について、補助事業における目的の達成状況や団体の自立状況等を踏まえ、十分な検討がなされていること。	総合評点 (配点5)	3.4
【特記事項】		
⑦収入や決算における繰越金、その他団体を取り巻く状況等を踏まえ、補助金額が妥当であること。	総合評点 (配点5)	3.4
【特記事項】		

(2)総合評価

審査結果		継続	総合評点合計 (配点30)	21.9
【特記事項】	・会員減少に対する対策の検討を願いたい。 ・サービス内容の再評価と改善に取り組んでいただきたい。 ・商工会との連携や統合の可能性について検討いただきたい。 ・市報以外の効果的な情報発信方法の検討を願いたい。 ・新規加入事業者数の把握について検討いただきたい。			
中間審査の必要性		中間審査の時期		
中間審査を行う理由				

国分寺市団体補助金全件審査評価報告書

補助金名称	商工振興事業補助金	補助金申請 団体名	国分寺市商工会
担当課名	経済課	事務事業	商工振興助成事務事業
補助金額	24,140 千円		

(1)審査基準についての評価

①補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち 公益性があること。	総合評点 (配点5)	3.6
【特記事項】		
②一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致していること。	総合評点 (配点5)	4.0
【特記事項】		
③国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施策に合致しており市の役割分担が明白であること。	総合評点 (配点なし)	
【特記事項】		
④事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的とすること。	総合評点 (配点5)	3.9
【特記事項】		
⑤国分寺市が目指すまちづくりの方向性と合致していること。	総合評点 (配点5)	3.9
【特記事項】		
⑥補助金支出の期限について、補助事業における目的の達成状況や団体の自立状況等を踏まえ、十分な検討がなされていること。	総合評点 (配点5)	3.6
【特記事項】		
⑦収入や決算における繰越金、その他団体を取り巻く状況等を踏まえ、補助金額が妥当であること。	総合評点 (配点5)	3.9
【特記事項】		

(2)総合評価

審査結果		継続		総合評点合計 (配点30)	22.9
【特記事項】	・勤労者福祉サービスセンターとの連携や統合の可能性について検討いただきたい。 ・補助金の効果測定方法の改善に取り組んでいただきたい。				
中間審査の必要性		中間審査の時期			
中間審査を行う理由					